

小櫃・上総地区中学校統合施設大規模改造及び特別教室棟 増築工事等の変更契約に係る専決処分について

総 務 部

平成30年第3回及び第4回君津市議会定例会において、契約締結が議決された、小櫃・上総地区中学校統合施設大規模改造及び特別教室棟増築工事及び同電気設備工事について、工事期限を9月30日までとしていたところ、令和元年台風15号により工事中の校舎に被害が発生し、復旧工事等に相当の時間を要することとなったことから、地方自治法第179条第1項の規定により、9月27日付けで工事期限を変更する変更契約の専決処分をした。

1 被害の概要

暴風に起因するサッシや窓ガラスの破損等により、雨水が浸入したため、フローリング材や天井仕上材、家具、建具等に被害を受けた。

2 工事件名及び契約の相手先

- (1) 小櫃・上総地区中学校統合施設大規模改造及び特別教室棟増築工事
君津市糠田飛地896番地5
株式会社ケンソー君津営業所 君津営業所長 長澤 五郎
- (2) 小櫃・上総地区中学校統合施設大規模改造及び特別教室棟増築電気設備工事
君津市北子安一丁目10番33号
キミデン工業株式会社 代表取締役 内山 博

3 変更契約の内容

工事期限を令和元年9月30日から令和元年12月25日に変更